

## 博物館、ギャラリー、植物園、動物園、及び水族館の再開手順：付録M 2021年5月21日金曜日より有効

最近の更新：（変更は黄色で強調表示）

**5/21/21:** 本手順の対象となるものが、一般にアクセスできない文化的コンテンツを共有する目的で現場で映画制作を行うことを制限している、以前削除された修復されました。新しい味と匂いの損失をチェックすることをスクリーニングに含むというガイドが更新されました。

**5/5/21:** 美術館、ギャラリー、動物園、及び水族館は、屋内の最大収容人数の75%の占有率で再開することができます。屋内の遊び場は、変更を加えて再開することができます。

COVID-19の症例率、入院数、及び死亡数はある程度減少し、安定しているように思われますが、COVID-19は引き続き地域社会に高いリスクをもたらしているため、すべての市民と企業が予防策を講じ、拡散のリスクを軽減するためにその運営や活動を変更することが必要とされます。

ロサンゼルス郡が州内の経済活動再開に向けた新たな枠組みの「Tier 黄色」に入ったため、本手順は、いくつかの地域の活動に特化した制限を解除するために更新されました。博物館、ギャラリー、植物園、動物園、水族館は、慎重に運営を変更し、本手順に記載されている要件を遵守して、事業運営におけるCOVID-19の潜在的な拡散を軽減する必要があります。

以下の要件は、博物館、ギャラリー、植物園、動物園、及び水族館に特化したものです。この種のビジネスは、公共向けに最大屋内収容人数の75%で再開することができます。本手順に記載されている必須条件に従っている場合、これらのビジネスは屋外の営業を継続することができます。州知事が特定の施設に課す条件に加え、博物館、ギャラリー、植物園、動物園、及び水族館の再開手順にも従う必要があります。

本手順は、遊園地、テーマパークまたはウォーターパークを対象としたものではありません。

美術館、ギャラリー、植物園、動物園、及び水族館は、適応する場合、以下の手順に従う必要があります。

- ❑ 博物館、ギャラリー、植物園、動物園、及び水族館の小売施設は、ロサンゼルス郡公衆衛生局の[小売施設の手順](#)に準拠すること。
- ❑ 博物館、ギャラリー、植物園、動物園、及び水族館内のレストラン、カフェ及び売店は、郡公衆衛生局の[飲食施設の手順](#)に準拠すること。敷地内での飲食は特定された飲食エリアのみで行うことができる。
- ❑ 映画館を運営する博物館、ギャラリー、植物園、動物園、及び水族館内は、ロサンゼルス郡公衆衛生局の[映画館の手順](#)に準拠すること。
- ❑ 博物館、ギャラリー、植物園、動物園、及び水族館内のオフィスは、ロサンゼルス郡公衆衛生局の[オフィス業務の手順](#)に準拠すること。
- ❑ 屋外ライブパフォーマンスを計画している美術館、ギャラリー、植物園、動物園、及び水族館は、郡公衆衛生局の屋外着席式ライブイベント及びパフォーマンスの手順に準拠すること。
- ❑ 美術館、植物園、動物園、及び水族館が開催する屋内着席式ライブイベント及びパフォーマンスは、郡公衆衛生局の[屋内着席ライブイベントおよびパフォーマンスに関する手順](#)に準拠すること。

- 貸出用会議室、イベントスペース、またはその他の私的なイベント用の場所がある美術館は、郡公衆衛生局の私的なイベントの手順に準拠すること。

本手順における、「世帯」という用語は、「単一の生活単位として一緒に暮らす人」と定義され、寮、フラタニティやソロリティ、女子修道院、男子修道院、または住宅介護施設などの組織的な集団生活、及び寄宿、ホテル、モーテルなどのような商業生活は含まれません。<sup>1</sup>「スタッフ」という用語は、従業員、ボランティア、インターン、研修生、学者、及び現場で作業を行う他のすべての個人を意味します。「訪問者」または「顧客」という用語は、一般の人々、及びビジネスまたはサイトで時間を過ごすスタッフまたは従業員ではないその他の人々が含まれます。「施設」、「サイト」という用語は両方とも、建物、敷地、及び許可された活動が行われる隣接する建物または敷地を指します。

注：本文書は、追加情報やリソースが入手され次第更新されることがあるため、定期的にロサンゼルス郡のウェブサイト <http://www.ph.lacounty.gov/media/Coronavirus/> をアクセスして、本文書や関連指示事項が更新されていないかご確認ください。

#### 本チェックリストの内容

- 1) 職場に於ける従業員の健康を保護するための方針と実践
- 2) 物理的距離を確保するための対策
- 3) 感染防止対策
- 4) 従業員及び市民とのコミュニケーション
- 5) 重要なサービスへの平等なアクセスを確保するための対策

施設が再開手順に取り組む際、これらの5つの重要点を考慮する必要があります。

本ガイドランスの対象となるすべての事業は、以下に記載されているすべての適用可能な対策を実施し、対策が実施されない場合は、それが適用されていない理由を説明する必要があります。

事業名:

---

施設住所:

---

消防法に基づく最大収容人数:

---

一般公開されている場所の概算総敷地面積:

---

<sup>1</sup> ロサンゼルス郡コード、タイトル 22. §22.14.060 - F. 家族の定義 (Ord. 2019-0004 § 1, 2019.)  
[https://library.municode.com/ca/los\\_angeles\\_county/codes/code\\_of\\_ordinances?nodeId=TIT22PLZO\\_DIV2DE\\_CH22.14DE\\_22.14.060F](https://library.municode.com/ca/los_angeles_county/codes/code_of_ordinances?nodeId=TIT22PLZO_DIV2DE_CH22.14DE_22.14.060F)

## A. 職場に於ける従業員の健康を保護するための方針と実践 (施設に該当するものをすべて選択)

- ❑ 在宅勤務で職務を果たせる従業員には、在宅勤務が指示されている。
- ❑ 脆弱なスタッフ（65歳以上、慢性疾患のある人）には、可能な限り在宅勤務で行うことができる作業が割り当てられている。
- ❑ 従業員を在宅勤務にする機会を増やすため、可能な限り作業工程を再編成している。顧客や他の従業員との接触を最小限にする職務を希望する従業員、ガイド、インターン、及びボランティアスタッフの職務の変更を検討する（例えば、レジ係担当ではなく在庫管理を担当したり、在宅勤務を通じて管理業務を行うなど）。
- ❑ 物理的距離を最大化するために、代替、時間差、またはシフト制のスケジュールを設定している。
- ❑ すべての従業員（有給スタッフ、ガイド、インターン、ボランティアを含む。以下「従業員」）は、病気の場合、またはCOVID-19感染者に曝露した場合、出勤しないように指示されている。従業員は、該当する場合、自己隔離と検疫に関する公衆衛生局のガイダンスに従わなければならないことを理解する。病気で自宅待機することによって従業員が罰せられることがないように、職場休暇方針を見直し、修正している。
  - 従業員の自宅待機を財政的に容易にする受け取り可能の雇用主または政府支援の休暇給付に関する情報が提供されている。[2021年のCOVID-19補足有給病気休暇法](#)に基づく従業員の病気休暇の権利を含む、病気休暇及びCOVID-19に曝露した補償を支援する政府の[プログラム](#)に関する追加情報をご参照下さい。
- ❑ 一名以上の従業員がCOVID-19によって陽性反応が出た場合や、一致する症状が出たことを知らされた際、雇用主は) [感染者の自己隔離](#)を促し、職場で曝露した全従業員の即時[自己検疫](#)を促す計画または手順を準備している。雇用主の計画は、追加のCOVID-19管理対策が必要となりえる職場での新たな曝露があったかを判断するため、検疫中の全従業員がCOVID-19検査へのアクセスや、検査を受ける手順を検討する必要がある。[職場のCOVID-19への対応](#)に関する公衆衛生局のガイダンスを参照している。
- ❑ [公衆衛生局の入場時のスクリーニングのガイダンス](#)に準拠して職場に入る前の症状確認を行っている。症状の確認には、息切れ、呼吸困難、発熱または悪寒、**新しい味や匂いの損失**、及びその個人が現在隔離または検疫命令下にあるかどうかを含む必要がある。これらの確認は、従業員の出勤時に、又はオンラインチェックインシステムやこれらの症状のある従業員が施設内に入ることを禁じられているという標識を施設の入りに表示するなどの代替方法で行うことができる。可能であれば職場での検温も行う。
  - 陰性スクリーニング（クリア）：症状がなく、過去10日以内にCOVID-19の症例と接触していない場合、施設に入って作業が許可される。
  - 陽性スクリーニング（クリアしない）：
    - その個人がCOVID-19のワクチン接種を完了<sup>2</sup>しておらず、過去10日間に既知のCOVID-19症例と接触した場合、または現在検疫命令を受けている場合、その個人は施設への立ち入りや施

<sup>2</sup> 接種を2回受ける必要のあるワクチン（Pfizer-BioNTech または Moderna 製）の場合、2回目の接種を受けてから2週間以上、またはワクチンを接種が1回で済むワクチンの接種を受けてから2週間以上経過している（Johnson&Johnson[J&J]/ Janssen 製）人が、ワクチン接種完了者とみなされます。

設内での勤務はできず、自宅で検疫するために直ちに帰宅させる。 [ph.lacounty.gov/covidquarantine](https://ph.lacounty.gov/covidquarantine) に掲載されている検疫の手順を提供する。

- その個人が上記の症状のいずれかを示しているか、現在隔離命令を受けている場合、その個人は施設への立ち入りや勤務はできず、自宅で隔離を行うために直ちに帰宅させる。  
[ph.lacounty.gov/covidisolation](https://ph.lacounty.gov/covidisolation) に掲載されている隔離手順を提供する。

- ❑ 14日間以内に職場内で3件以上の症例が確認された場合、雇用主はこの発生をロサンゼルス郡公衆衛生局、(888) 397-3993 または(213) 240-7821、もしくはオンラインで <http://www.redcap.link/covidreport> に報告する。職場でグループが特定された場合、公衆衛生局は、感染対策の指示と推奨事項、技術的支援、及び職場固有の対策の提供を含むグループへの対応を開始する。公衆衛生局のケースマネージャーがグループの調査の担当に割り当てられ、施設への対応への指示をサポートする。
- ❑ 勤務中に他者と接触する従業員に鼻と口を覆う適切なフェイスカバーを無料で提供している。詳細は <http://publichealth.lacounty.gov/acd/ncorona2019/masks> からロサンゼルス郡公衆衛生局のCOVID-19マスクのウェブページを参照する。就業中他者と接触する、またはその可能性がある従業員は常時フェイスカバーを着用する。医療従事者からマスクを着用しないように指示されている従業員は、状態が許す場合に限り、州命令に準拠した下端にドレープが付いたフェイスシールドを着用しなければならない。ドレープはあごの下にフィットするのが好ましい。一方向弁付きのマスクは使用してはならない。すべての従業員は、ドアが閉まっている個人オフィスで一人で作業する場合、または飲食する場合を除き、常に鼻と口を覆う形でマスクを着用しなければならない。「立った時の背の高さよりも高い仕切りで仕切られたキュービクル内で勤務する従業員はフェイスカバーを着用する必要はない」とした例外は追って通知があるまで無効となる。
- ❑ 従業員には、マスクを毎日洗濯または交換するよう指示している。
- ❑ マスクが常時正しく着用されているようにするために、従業員は、マスクを安全に取り外して他の人から物理的に離れることのできる休憩時間を除き、飲食をすることは禁じられている。飲食する場合は、従業員は常に他の人から少なくとも6フィートの距離を取る。可能であれば、屋外で他の人から離れて飲食することが推奨される。キュービクルやワークステーションが従業員間により広い距離や仕切りを提供している場合は、休憩室で食事をするよりも、キュービクルやワークステーションで飲食することが好ましい。
- ❑ 従業員が食事や休憩に使用する部屋やエリアは、以下の対策を実施することにより、占有率が低下され、従業員間のスペースが最大化されている。
  - 休憩に使用される部屋またはエリア内で個人間の距離を少なくとも6フィート確保することができる最大収容人数を掲示すること。
  - 食事や休憩に使用される部屋やエリアの占有率を減らすために、休憩や食事の時間をずらすこと。
  - テーブルを8フィート離して配置して、座席間に6フィートの距離を確保し、占有率を下げるために座席を取り除くかテープを貼り、距離を確保するために床に目印を付け、対面での接触を最小限に抑えるように座席を配置する。仕切りの使用は、拡散をさらに防ぐために推奨されるが、占有率の削減、物理的距離の確保の代替とは見なされない。
  - 可能な場合、屋外の休憩場所を設定し、従業員が他者から常に6フィートの物理的距離を維持でき

るように日よけと座席を設置する。

- 他者の症状をスクリーニングしたり、頻繁に触れられるアイテムを取り扱う従業員には使い捨て手袋を支給している。
- レジやインフォメーションセンターなど、従業員が顧客とやり取りする必要があるエリアに透明プラスチック板（プレキシ素材）の仕切りの使用を検討する。
- チケットやインフォメーションブース内の従業員のワークステーションの間隔を少なくとも6フィート離し、共有エリアは、少なくとも6フィートの物理的距離を確保するように構成している。
- 従業員に、美術館またはギャラリーのすべてのエリアで、来場者、及び他の従業員から少なくとも6フィートの距離を維持するように指示している。従業員は、支払いを受取る場合、または必要に応じて、一時的に他者に近づくことができる。
- 休憩室、トイレ、その他の共用エリアは、以下の頻度で、営業時間中は10回以上消毒している。スケジュールは以下の通り。
  - 休憩室 \_\_\_\_\_
  - トイレ \_\_\_\_\_
  - その他 \_\_\_\_\_
- 従業員が利用できる消毒剤及び関連用品は以下の場所に常備している：  
\_\_\_\_\_
- 従業員が利用できるCOVID-19に対して効果的な手指消毒液は以下の場所に常備している：  
\_\_\_\_\_
- 従業員は手を洗うため、頻繁に休憩をとることが許可されている。
- 各従業員に本手順のコピーを配布している。
- 各従業員には、各自の用具、機器、及び特定のワークスペースを割り当てている。従業員に、電話、タブレット、無線機、その他の作業用品またはオフィス機器を可能な限り共有しないように指示している。また、個人用防護具も共有しないよう指示している。
- アイテムを共有する必要がある場合、少なくとも1日に1回その表面に適したクリーナーを使用して消毒している。共有アイテムには以下が含まれる： コピー機、ファックス、プリンター、電話、キーボード、端末、ATM、PINパッド、ホッチキス、ホッチキス針リムーバー、レターオープナーなどの共有する機器、受付エリアの表面、共有ワークステーション、オーディオ及びビデオ機器（マイク、マイクスタンド、ミキサーボード、TVモニター）、トランシーバーなど。
- 従業員が勤務中に清掃作業を実施するための時間を割り当てている。清掃の割り当ては従業員の職務の一環として、勤務時間内としている。必要に応じて営業時間を変更し、ワークスペースを定期的かつ完全に掃除できるようにする。必要に応じて、増加する清掃需要を補うために外部の清掃会社を利用する。
- このチェックリストに記載されているすべての方針は、雇用条件に関するものを除き、第三者として敷地内にいる可能性がある配達スタッフ 及びその他の会社に適用されている。
- オプション - その他の対策の説明：  
\_\_\_\_\_

## B. 物理的距離を確保するための対策

- 屋内での運営。博物館、ギャラリー、植物園、動物園、水族館、及びその他の同様の展示スペース内の収容

人数は、物理的距離を保てる人数に制限するが、各展示スペースと建物内の屋内最大収容人数の75%を超えてはならない。

○ 施設訪問者の最大収容人数は次に制限する： \_\_\_\_\_

- ❑ 屋外での運営。屋外スペースの収容人数は、全ての従業員と訪問者が少なくとも6フィートの物理的距離を常に確保できる人数に制限する。
- ❑ 屋外の建物とスペース。屋外での運営は、天蓋やその他の日除けがそのスペース内の外気の妨げにならない場合、天蓋やその他の日除けのある場所で行うことができる。屋外スペースや、屋外運営に使用される一時的な建物は、[屋外でのビジネス運営向けの一時的な建物の使用](#)に記載されている、カリフォルニア州公衆衛生局の必須ガイダンスに特定されてある、州の屋外設定の基準に準拠する必要がある。
- ❑ 屋外設定の州の基準に満たない屋外の建物は屋内とみなされ、その中の顧客はその施設の75%の合計屋内収容人数の一部として数えられる。
- ❑ フェイスマスクを着用したスタッフを一人（又は入り口が数ヶ所ある場合は数人）展示スペースの入り口から少なくとも6フィート離れた場所に設置して、屋内収容人数を監視し、収容人数の制限を超えた場合は、訪問者が6フィート離れた状態で並ぶように指示する。
- ❑ 施設は、収容人数の制限に従っていることを確認するため、常に訪問者の出入りを厳格に監視する必要がある。監視が不十分な、又は監視をしていない、又は収容人数制限を超えているように見える施設は、公衆衛生局監査人の裁量により、その問題が解決されたと施設で公衆衛生局監査人に決定されるまで、一時的に閉鎖されることがある。
- ❑ 可能な場合、明確な入り口と異なる出口をひとつずつ用意して、物理的距離の確保できるようにする。
- ❑ 施設への入口は、時間指定の入場券などのオプションを導入することによって来場者が少なくとも6フィートの物理的距離を確保できるように制限している。団体は同一世帯のみに限定している。十分な物理的距離のスペースを確保するために最大収容人数を削減する。
- ❑ 家族ではない個人の滞在する館内ツアーは中止している。ツアーガイドはツアーグループから6フィートの距離を維持している。
- ❑ 展示品の周囲に、来場者が展示を見るために立つべき位置の印をつけることにより、すべての展示会場で社会的距離措置を実践している。可能であれば、展示場、ギャラリー、展示エリア、従業員のワークスペースに入退室するルートを個別に作成して物理的距離を確保し、人々が互いにすれ違う状況を軽減するようにする。施設内で人々がすれ違うことを最小限に抑えるために、一方通行の通路をつくる。
- ❑ 個人または世帯のメンバー間の6フィートの距離を維持し続けるために、博物館内の小さな展示スペースへの入館者数を常に制限している。これらの屋内エリアへのすべての入口で施設内に入る訪問者数を監視する。
- ❑ 従業員と来場者には、トイレや廊下などの人混みの多いエリアに集わないよう促している。
- ❑ 座席エリアを再配置、または座席を削除するなどして、顧客・訪問者の間の物理的距離を6フィート以上保てるようにしている。固定された共有座席（ベンチなど）には標識を配置し、顧客や来場者に自分のグ

ループ以外の他者から物理的距離を取ることを促す。

- 催し物（パフォーマンス、ライブデモ、動物ショーなど）は、イベントまたはパフォーマンスの開催場所に基づいて、ロサンゼルス郡公衆衛生局の「屋外着席式ライブイベント及びパフォーマンス」または「屋内着席式ライブイベントまたはパフォーマンス」に関する手順に準拠する。
- 施設は、障害者の方への義務に従いつつ、シャトルサービスを可能な限り制限している。従業員は、敷地内を移動する際に車両を共有することを避けている。従業員または顧客・来場者が同乗する必要がある場合は、フェイスマスクを着用する。
- 同一世帯または同じ住居に居住する人は、互いに6フィート離れている必要はない。
- 公共の座席エリアは、顧客または来場者間の物理的距離を確保できるように再配置している。

### C. 感染防止対策

- HVAC システムは正常に機能し、可能な限り最大限に換気している。効果的な換気は空気感染を制御する最も重要な方法のひとつである。ポータブル高効率空気清浄機の設定や、建物のエアフィルターを最高の効率にアップグレードするなどの変更を検討し、外気を増やし、オフィスや他のスペースの換気を増やしている。詳細はカリフォルニア州公衆衛生局の[屋内の環境での換気、フィルター、空気質に関する暫定的ガイド](#)を参照する。注：換気やその他の屋内の空気質を改善することは、フェイスマスクの着用（適切な呼吸器防護具を必要とする高リスクの環境を除く）、他者から少なくとも6フィートの距離を保つこと、頻繁に手を洗う事、異なる世帯の人物を集める活動を制限する事を含む必須条件と共に行われるもので、それを代替するものではない。
- 来場者が施設に入る際に、症状の確認を行う。症状の確認には咳、息切れ、呼吸困難、発熱または悪寒、及びその個人が現在隔離または検疫命令下にあるかどうかが含まれる。これらの確認は、直接行うか、オンラインチェックインシステム、またはこれらの症状のある来場者は施設内に入場してはならないことを通告する看板を施設の入口に掲示する方法で行う。
  - 陰性スクリーニング（クリア）：その個人が症状を持たず、過去10日以内にCOVID-19の症例と接触していない場合、施設に入って作業が許可される。
  - 陽性スクリーニング（クリアしない）：
    - その個人が過去 10 日間に既知の COVID-19 症例と接触した場合、または現在検疫命令を受けている場合、その個人は施設への立ち入りや施設内での勤務はできず、自宅で検疫するために直ちに帰宅させる。[ph.lacounty.gov/covidquarantine](https://ph.lacounty.gov/covidquarantine) に掲載されている検疫の手順を提供する。
    - その個人が上記の症状のいずれかを示しているか、現在隔離命令を受けている場合、その個人は施設への立ち入りや勤務はできず、自宅で隔離を行うために直ちに帰宅させる。[ph.lacounty.gov/covidisolation](https://ph.lacounty.gov/covidisolation) に掲載されている隔離手順を提供する。
- 施設に到着した来場者に、施設内または施設の敷地内では（該当する場合は、飲食中を除いて）常時フェイスマスクの着用が必要であることを説明している。これはすべての成人と2歳以上の子供に適用される。医師よりフェイスマスクを着用しないように指示をされている来場者は、状態が許す場合に限り、州命令に準拠した下端にドレープが付いたフェイスシールドを着用しなければならない。ドレープはあごの下にフィットするものが好ましい。一方向弁付きのマスクは使用してはならない。従業員と他の来場者の安全をサポートするために、フェイスマスクを持参せずに到着した来場者が利用

- できるフェイスカバーを用意する。
- ❑ 子供を連れて訪れる来場者は、子供が親の隣から離れないことを確認し、他者や自分の物ではない物に触れないようにして、年齢によってはフェイスカバーを着用させている。
  - ❑ 可能な場合、時間指定、及び/又は、事前にチケットを予約するシステムと、事前に席やアクティビティエリアを特定することで、訪問者の時間をずらし、収容人数を制限し、物理的距離を確保するようにしている。他の訪問者やスタッフとの接触を最小限に抑えるため、訪問者は予約の時間まで車内で待機して、ひとつのグループで出入りするよう指示されている。
  - ❑ 博物館への訪問者は、可能な限り、その氏名、電話番号及び電子メールアドレスを含む来場者記録を登録している。これはチケットの購入時または登録時に実行することができる。
  - ❑ 施設への訪問者には、特定の場所でのみ飲食を行うことが許可されていることを伝える。
  - ❑ タッチスクリーン、ドアハンドル、ボタン、電話やその他のリスニングデバイス、手で持つ小道具、押して開けるドアなどの付いたインタラクティブな展示を、取り除いた場合、閉鎖や区分したり、制限することを検討する。使い捨てのタッチペン、使い捨てカバー、これらの展示品への監視して、毎使用後に表面を消毒するスタッフを常駐させることを検討する。手指消毒剤、及び/又は、手洗い場所をこれらの場所に設置し、展示品と接する前後に使用するよう訪問者にお願する。特に子供が触る可能性の高い、又は適切な消毒や手指消毒無しにこれらの展示品を共有する可能性の高い展示については、可能な限り、これらの展示を閉鎖することを真剣に検討する。
  - ❑ 施設全体は少なくとも毎日清掃され、トイレや頻繁に触られる物とその表面は、人通りの多さ、またはマスクを着用していない個人にさらされている程度に応じて、より頻繁に清掃する。プラスチックや金属で作られた屋外の物の表面も清掃する。木製の表面や床面に消毒剤をスプレーしない。
  - ❑ 公衆トイレは定期的に点検し、EPA承認の消毒剤を使用して少なくとも1日1回、または使用頻度が高い場合は、必要に応じてそれ以上の頻度で清掃・消毒している。その際、製造元の使用方法に従う。
- 
- ❑ 非接触型決済システムを設置している。設置できない場合は決済システムを定期的に消毒している。  
説明：
- 
- ❑ 共通エリア及び顧客が立ち降りや支払いの際に頻繁に触る物（テーブル、ドアノブ・ドアハンドル、クレジットカード読み取り機、電灯のスイッチ、手すり、プラカード、インタラクティブな展示など）は、営業時間中、少なくとも1日1回、EPA承認の消毒剤を製造元の指示に従って使用して消毒している。運営者は、窓口、展示物、地面に近いフェンスの支柱など、お子様が触れる可能性が高い物の表面を特定して消毒する。
  - ❑ 従業員または一般市民が展示物の運営を維持するために使用または占有する必要がある屋内外作業エリアの適切な清掃を毎日行っている。これには、人通りの多いエリアと共有ワークスペース（オフィス、会議室、休憩室など）、及び人が出入りするエリア（手すり、階段、エレベーターコントロールなど）を含む。
  - ❑ 障害者の方に対する施設の義務と一致する範囲で、オーディオヘッドセットや、顧客・訪問者に貸し出されているその他の機器は、使用後に適切に消毒しない限り、使用を中止している。特にフォームのイヤーマフなどの柔らかく多孔性の表面の消毒については、適切な消毒手順を決定するために機器メーカーに相談する。



- ❑ 一般向けに手指消毒剤、ティッシュ、ゴミ箱を施設の入り口または入り口付近、及び飲食物が提供される場所付近に設置している。
- ❑ 従業員とゲスト用の衛生設備は常に稼働し、在庫のある状態であり、追加の石鹸、ペーパータオル、手指消毒剤を必要に応じて提供している。
- ❑ 動物園や水族館内の体験型のインタラクティブな展示やふれあいエリアは、スタッフがこれらのアトラクションを監視して人が密集するのを防ぎ、世帯グループが他の世帯グループから6フィートの物理的距離を保つことができる場合に限り許可される。
- ❑ すべての屋内での遊び場、クライミング施設、バウンズハウスなどの使用を再開できる。博物館のスタッフは、混雑を防ぎ、ある世帯グループが他の世帯グループから6フィートの物理的距離を維持していることを確認するために、屋内の遊び場エリアを注意深く監視する。屋内の遊び場エリアを利用する前後に、手指消毒剤を使用することが推奨される。すべてのゲストは常にフェイスマスクを着用する。屋内遊び場エリアに、屋内遊び場エリアの収容人数制限と、屋内遊び場エリアでの飲食は禁止されていることを通知する看板を掲示する。
- ❑ 屋外の遊び場は、物理的距離とフェイスマスクの着用を必要とする。ロサンゼルス郡公衆衛生局の屋外の遊び場に関するガイダンスに従って運営することができる。
- ❑ レジオネラ症や水に関連するその他の病気のリスクを最小限に抑えるために、長期にわたる施設閉鎖後の、すべての水道システム及びその機能を安全に使用できるようにするための措置を講じる。

### 映画制作

- ❑ 一般にアクセスできない文化的コンテンツを共有する目的で現場で行われる映画制作は許可されている。
- ❑ 映画制作は、キャストとクルーメンバーを合計、1人がそれ以下である必要がある。10人以上のスタッフを必要とする、又はフェイスマスク無しでカメラに映る、歌う、又は管楽器や金管楽器を演奏する人が1人以上いる映画製作は、音楽、テレビ、映画制作の再開手順：付録Jに従い、屋外で行われる必要がある。
- ❑ キャストとクルーメンバーは映画制作に参加する前にスクリーニングを受ける必要がある。スクリーンには、咳、息切れ、呼吸困難、発熱、又は悪寒、新しい味や匂いの損失、及びその従業員が現在隔離または検疫命令下にあるかどうかを問う必要がある。これらのチェックは遠隔で、又は従業員の出勤時に行うことができる。可能な場合、作業場で熱のチェックも行う。
- ❑ 全ての映画制作は、可能な限り屋外で行う。10人以上のクルーとスタッフを持つ映画製作は屋外で行う必要がある。
- ❑ 可能な限り、全てのキャストとクルーはフェイスマスクを着用し、少なくとも6フィートの物理的距離を保つ必要がある。フェイスマスク無しでカメラに映るのは1人に限り、歌うことや管楽器や金管楽器を演奏することを含むことは許可されていない。1人以上がカメラに映る場合、全ての関係者はフェイスマスクを着用する必要がある。
- ❑ いかなる時も観衆は許可されていない。
- ❑ オプション - その他の方法を説明する（例：高齢者のみの時間を提供する）：

### D. 一般市民とのコミュニケーション対策

- ❑ 本手順のコピー、又は受け取った場合、ロサンゼルス郡公衆衛生局のCOVID-19安全準拠証明を、施設のすべての公共の入口に掲示している。詳細やCOVID-19安全準拠自己証明プログラムを完了する場合は、

<http://publichealth.la-county.gov/eh/covid19cert.htm>を参照する。施設は、デビューのリクエストがあった場合に提供できるよう、このガイドラインを施設内に常備している必要がある。

- 来場者の制限収容人数を示す標識を入りに掲示している。
- 入口、待合室、屋外ギャラリーや博物館のスペース全体に、物理的距離措置の実践及びフェイスマスクの着用が入場に際しての条件であることを通告する標識を掲示している。規則には、手指消毒剤の使用や、来場中のフェイスカバー着用の必要性、従業員や他のゲスト・グループからの物理的距離の維持、不必要に物の表面に触れることの回避、敷地内での飲食の禁止などを含めることができる。可能な限り、規則はデジタルで利用可能とし、ピクトグラム（絵文字）を含める。ビジネスで使用できない標識の追加情報や例は、[郡公衆衛生局のCOVID-19ガイダンスのウェブページ](#)を参照する。
- 来場者に、呼吸器症状がある場合は自宅待機するよう通告する標識を掲示している。
- 施設のオンライン発信（ウェブサイト、ソーシャルメディアなど）は、営業時間、フェイスマスク着用の必要性、収容人数制限、発券、入場、事前注文、前払い、持ち帰りまたは配達に関する方針及びその他に関する明確な情報を提供している。

#### E. 重要なサービスへの平等なアクセスを確保するための対策

- 顧客・クライアントにとって重要なサービスを優先している。
- 可能であれば、脆弱な人がサービスにアクセスできるようにするための配慮がなされている（例：シニアのみの時間）。
- 遠隔で提供できる取引またはサービスはオンラインでのサービスに移行している。
- 移動が制限されている、または公共交通機関にいて病にかかると高いリスクが高い顧客のための商品及びサービスへのアクセスを確保するための対策を講じている。

企業は 上記に含まれていない追加の対策について別のページに記載し、それを本文書に添付してください。

本手順に関するご質問やご意見は、以下の者までご連絡ください。

会社の担当者:

電話番号:

最終更新日: